

# 引越しがきまったら...

《有料》

吹田市環境部事業課

《 事前申込制です。引越しごみを出す1か月前から14日前までに事業課へお電話ください。 》  
電話(06-6832-0026)

※吹田市内で転居される方、市外へ転出される方が対象です。転入の際に持込んだ引越しごみは対象外です。  
(世帯員の一部の人が転出される場合は、通常の収集曜日に分別して排出してください。)

## ① 引越しごみ収集の申込みは

転出日が決まりましたら、引越しをされる本人、もしくは家族が、引越しごみを出す **1か月前から14日前までに** 吹田市環境部事業課(電話06-6832-0026)まで申込みをしてください。

共同住宅にお住まいの方は、管理人(管理会社等)に、どこに・どのように、ごみを出せばよいか、相談をしておいてください。(通常は、大型複雑ごみを出している場所になります。)

玄関前やごみ集積所に出す場合は、必ずご近所の方に事業課へ収集を依頼していることを伝えてください。また、ごみとして処分するものは、通常の収集日に合わせて排出するなど工夫して引越しごみの減量にご協力をお願いします。

## ② 処理手数料は

軽トラックで運搬することができる量以下であるとき	2,500円
2 t 車で運搬することができる量以下であるとき	5,000円
3.5 t 車で運搬することができる量以下であるとき	7,500円

※ 電話での申込みから引越し日の13日前までに所定の納入通知書(申込み後発送)により、指定金融機関に入金をしてください。入金を確認できない場合は収集できません。

## ③ 再資源化にご協力していただきたいもの

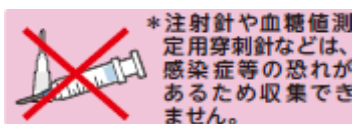


集団回収や拠点回収、通常の資源ごみの収集日に排出して再資源化にご協力をお願いします。

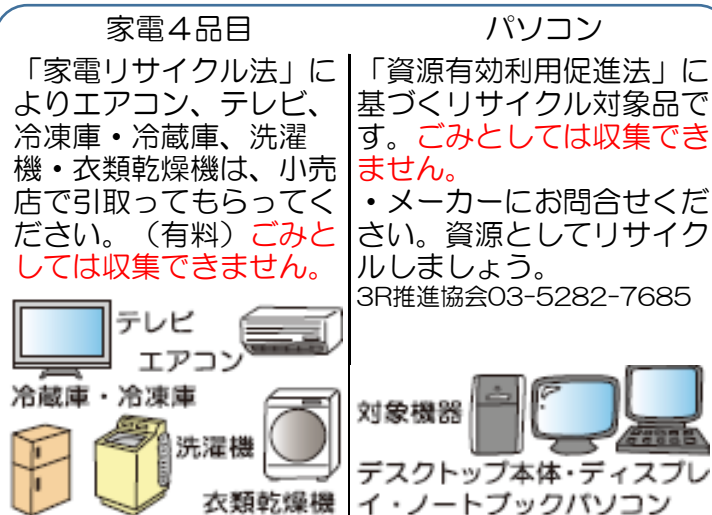
## ④ 収集できないもの



※その他  
耐火金庫、ピアノ、LPガスボンベ、注射針、土砂石、がれき、レンガ、かわら、石油類、建具、車の装備品等。  
全ての品目については掲載できません。掲載されていない品目については、排出前に必ず事業課にご相談ください。

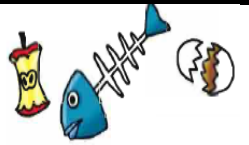


## ⑤ 法律でごみとして出せないもの

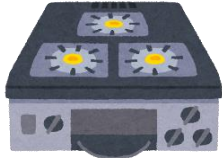


## 転出日当日の注意事項

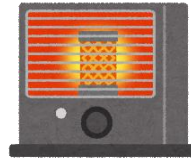
燃焼ごみのうち、台所の生ごみは引越しごみとしては出せません。  
事前に処理をしてください。  
(ごみの資源化等の処理が困難になるため。)



### ① 特に注意が必要なもの



ガスコンロ



石油ストーブ

灯油等を確実に抜き取り、着火用電池ははずしてください。

(火花が散って、車両火災の原因になり大変危険です。)

### ② 出し方に注意をしていただきたいもの



簡易ガスボンベ  
(カートリッジ式)



ライター



スプレー缶



電池類



包丁・ハサミ



カミソリ



水銀体温計



蛍光灯

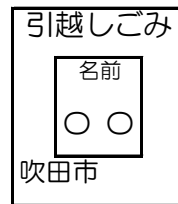
### 有害危険ごみ

刃物類は紙などに包んで刃先を保護してください。有害危険ごみについては、ダンボールにまとめて入れ、「有害危険ごみ」という貼り紙を必ずして目立つところに置いてください。

事故防止のため、スプレー缶は、穴を開けたり、潰したりせずに通常の使い方、使い切った状態を出してください。

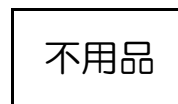
③ 案内に同封している「引越しごみ」と「名前」を書いた紙を1枚以上よく目立つよう貼り付けてください。

(2枚目以降は手書き又はコピーでお願いします。)



④ 自転車・バイク(125cc以下)・三輪車・ベビーカー等についてはそれぞれに「不用品」と書いた紙を必ず貼ってください。

(貼り紙がないと収集できません。)



⑤ 引越しごみを出した日の、翌日から3日間(日曜日を除く)のうちいずれかの日に、1回収集します。収集できない物を出されたり、手数料以上のごみを出された場合、市から連絡します。

※立ち合いは不要です。収集日時の指定はできません。

### 《問合せ先》

〒565-0862 吹田市津雲台7丁目7番D138-101号

【業務時間】 午前8時45分～午後5時15分。土曜日は正午まで

【休日】 土曜日の午後、日曜日、年末年始

Tel: 06-6832-0026

Fax: 06-6832-0092

mail: jigyo1\_k@city.suita.osaka.jp